

徳島市新ホール建設候補地検討会議設置要綱

(設置)

第1条 徳島市における新たなホールの建設候補地の選定にあたり、有識者による検討を行うため、徳島市新ホール建設候補地検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について専門的見地から検討し、意見を述べる。

- (1) 新たなホールの建設候補地を選定するために必要な事項。
- (2) その他検討会議において必要と認める事項。

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 文化、建築、経済等各分野の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、本要綱の施行日からその任務が達成されたときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に会長及び副会長を置く

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、委員の内から会長が指名する。
- 4 会長は、検討会議を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて検討会議を招集し、その議長となる。

- 2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 検討会議の運営に関する事務は、市民環境部文化振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。